

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- 長崎県企画部関係補助金等交付要綱の廃止
- 長崎県総務部関係補助金等交付要綱の一部改正
- 長崎県中小企業対策資金貸付要綱の一部改正
 - ・公有水面埋立ての免許
 - ・証紙売りさばき人の指定の一部改正

所管課（室）名

- 政 策 調 整 課
- 総 務 文 書 課
- 経 営 支 援 課
- 漁 港 漁 場 課
- 会 計 課

◎ 公 告

- ・測量の終了
- ・建築協定廃止の認可
- ・落札者等

- 建 設 企 画 課
- 建 築 課
- 物 品 管 理 室

告 示

長崎県告示第305号

長崎県企画部関係補助金等交付要綱（令和3年長崎県告示第716号）は、令和5年3月31日限り廃止する。ただし、令和4年度以前の予算に係る補助金等については、なお従前の例による。

令和5年4月7日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県告示第306号

長崎県総務部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第291号）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年4月7日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 学事振興課関係						別表（第2条関係） 学事振興課関係					
	補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者		補助金 の名称	交付の 目的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者
	1～23 略						1～23 略				
24	長崎県 職業実 践専門 課程促 進事業 費補助	私立専門 学校のう ち実践的 な職業教 育に取り 組む「職	補助対象者が実 施する職業実践 専門課程として の活動に要する 経費	2分の 1。た だし、 50万円 を限度 とす	私立の専 修学校専 門課程を 設置して いる者の うち、同						

	金	業実践専門課程」を支援することにより、教育環境の更なる充実を図る。	る。 課程が「職業実践専門課程」(「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程」(平成25年文部科学省告示第133号)で定められたものをいう。)として認定されている者																	
				<p>管財課関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="821 1010 858 1077"></th> <th data-bbox="858 1010 949 1077">補助金の名称</th> <th data-bbox="949 1010 1066 1077">交付の目的</th> <th data-bbox="1066 1010 1251 1077">補助事業の内容、対象経費等</th> <th data-bbox="1251 1010 1337 1077">補助率又は額</th> <th data-bbox="1337 1010 1453 1077">補助対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="821 1077 858 1883">1</td> <td data-bbox="858 1077 949 1883">県有施設等休業措置に係る事業者支援補助金</td> <td data-bbox="949 1077 1066 1883">新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館又は休校となった県有施設及び県立学校に自動販売機、売店等を設置している事業者に対し、使用料又は貸付料による負担を軽減するための支援を行う。</td> <td data-bbox="1066 1077 1251 1883">休館又は休校した期間に応じた使用料又は貸付料相当額</td> <td data-bbox="1251 1077 1337 1883">別に定める基準により算定する額</td> <td data-bbox="1337 1077 1453 1883">県から行政財産目的外使用許可を受け、又は県との間で行政財産若しくは普通財産の貸付契約を締結している事業者で、休館又は休校した県有施設等に自動販売機、売店等を設置している事業者</td> </tr> </tbody> </table>						補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	1	県有施設等休業措置に係る事業者支援補助金	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館又は休校となった県有施設及び県立学校に自動販売機、売店等を設置している事業者に対し、使用料又は貸付料による負担を軽減するための支援を行う。	休館又は休校した期間に応じた使用料又は貸付料相当額	別に定める基準により算定する額	県から行政財産目的外使用許可を受け、又は県との間で行政財産若しくは普通財産の貸付契約を締結している事業者で、休館又は休校した県有施設等に自動販売機、売店等を設置している事業者
	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者															
1	県有施設等休業措置に係る事業者支援補助金	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館又は休校となった県有施設及び県立学校に自動販売機、売店等を設置している事業者に対し、使用料又は貸付料による負担を軽減するための支援を行う。	休館又は休校した期間に応じた使用料又は貸付料相当額	別に定める基準により算定する額	県から行政財産目的外使用許可を受け、又は県との間で行政財産若しくは普通財産の貸付契約を締結している事業者で、休館又は休校した県有施設等に自動販売機、売店等を設置している事業者															

長崎県告示第307号

長崎県中小企業対策資金貸付要綱（平成15年長崎県告示第710号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から適用する。ただし、この告示による改正前の長崎県中小企業対策資金貸付要綱の規定により貸し付けた

ものは、なお従前の例による。

令和5年4月7日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																																																																																						
別表（第3条関係） （1）ア～ウ 略	別表（第3条関係） （1）ア～ウ 略 エ 経営安定資金（経営力強化）																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資目的</td> <td>中小企業等経営強化法に基づく経営改善等 に取り組む企業を支援する。</td> </tr> <tr> <td>融資対象</td> <td>県内において事業を継続し、かつ、県税を 完納している中小企業者のうち、中小企業 等経営強化法に基づく認定を受けた経営革 新等支援機関の支援を受けながら、経営力 の強化を図る者</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>運転資金、設備資金</td> </tr> <tr> <td>融資限度額</td> <td>別枠5,000万円</td> </tr> <tr> <td>金利</td> <td>年1.85%以内</td> </tr> <tr> <td>融資期間</td> <td>運転資金 5年以内（うち据置1年以内） 設備資金 7年以内（うち据置1年以内） ただし、県制度融資からの借換の場合は、 それぞれ10年以内（うち据置1年以内）と する。</td> </tr> <tr> <td>償還方法</td> <td>取扱金融機関の定めるところによる。</td> </tr> <tr> <td>担保・保証 人</td> <td>取扱金融機関又は保証協会の定めるところ による。</td> </tr> <tr> <td>保証料</td> <td>保証料率は、保証協会の定めるところによ り、融資対象者の経営状況に応じて、下表 の9段階の中から設定する。 責任共有制度対象の場合 (融資額に対する年率) <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.65%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table> 責任共有制度対象外の場合 (融資額に対する年率) <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>1.35%</td> <td>1.25%</td> <td>1.15%</td> <td>0.90%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.45%</td> <td>1.35%</td> <td>1.25%</td> <td>1.00%</td> <td>0.85%</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> </tr> </tbody> </table> なお、保証協会の定める定性要因を満たす 事業者については、上記保証料率から所定 の料率を割引く。</td> </tr> <tr> <td>申込方法</td> <td>取扱金融機関又は保証協会の定める方法</td> </tr> <tr> <td>申込先</td> <td>保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀 行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ 銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、 三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀 行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九 州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江 信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師 信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき 信用組合</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>国の全国統一保証制度「経営力強化保証」</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	融資目的	中小企業等経営強化法に基づく経営改善等 に取り組む企業を支援する。	融資対象	県内において事業を継続し、かつ、県税を 完納している中小企業者のうち、中小企業 等経営強化法に基づく認定を受けた経営革 新等支援機関の支援を受けながら、経営力 の強化を図る者	資金使途	運転資金、設備資金	融資限度額	別枠5,000万円	金利	年1.85%以内	融資期間	運転資金 5年以内（うち据置1年以内） 設備資金 7年以内（うち据置1年以内） ただし、県制度融資からの借換の場合は、 それぞれ10年以内（うち据置1年以内）と する。	償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。	担保・保証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところ による。	保証料	保証料率は、保証協会の定めるところによ り、融資対象者の経営状況に応じて、下表 の9段階の中から設定する。 責任共有制度対象の場合 (融資額に対する年率) <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.65%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table> 責任共有制度対象外の場合 (融資額に対する年率) <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>1.35%</td> <td>1.25%</td> <td>1.15%</td> <td>0.90%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.45%</td> <td>1.35%</td> <td>1.25%</td> <td>1.00%</td> <td>0.85%</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> </tr> </tbody> </table> なお、保証協会の定める定性要因を満たす 事業者については、上記保証料率から所定 の料率を割引く。	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%	0.35%	無担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%	0.45%	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.35%	1.25%	1.15%	0.90%	0.75%	0.70%	0.60%	0.40%	0.40%	無担保	1.45%	1.35%	1.25%	1.00%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.50%	申込方法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法	申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀 行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ 銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、 三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀 行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九 州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江 信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師 信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき 信用組合	備考	国の全国統一保証制度「経営力強化保証」
項目	内容																																																																																						
融資目的	中小企業等経営強化法に基づく経営改善等 に取り組む企業を支援する。																																																																																						
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、県税を 完納している中小企業者のうち、中小企業 等経営強化法に基づく認定を受けた経営革 新等支援機関の支援を受けながら、経営力 の強化を図る者																																																																																						
資金使途	運転資金、設備資金																																																																																						
融資限度額	別枠5,000万円																																																																																						
金利	年1.85%以内																																																																																						
融資期間	運転資金 5年以内（うち据置1年以内） 設備資金 7年以内（うち据置1年以内） ただし、県制度融資からの借換の場合は、 それぞれ10年以内（うち据置1年以内）と する。																																																																																						
償還方法	取扱金融機関の定めるところによる。																																																																																						
担保・保証 人	取扱金融機関又は保証協会の定めるところ による。																																																																																						
保証料	保証料率は、保証協会の定めるところによ り、融資対象者の経営状況に応じて、下表 の9段階の中から設定する。 責任共有制度対象の場合 (融資額に対する年率) <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.65%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.35%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table> 責任共有制度対象外の場合 (融資額に対する年率) <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>1.35%</td> <td>1.25%</td> <td>1.15%</td> <td>0.90%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.40%</td> <td>0.40%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.45%</td> <td>1.35%</td> <td>1.25%</td> <td>1.00%</td> <td>0.85%</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> </tr> </tbody> </table> なお、保証協会の定める定性要因を満たす 事業者については、上記保証料率から所定 の料率を割引く。	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%	0.35%	無担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%	0.45%	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.35%	1.25%	1.15%	0.90%	0.75%	0.70%	0.60%	0.40%	0.40%	無担保	1.45%	1.35%	1.25%	1.00%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.50%																										
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																														
有担保	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%	0.35%																																																																														
無担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%	0.45%																																																																														
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																																														
有担保	1.35%	1.25%	1.15%	0.90%	0.75%	0.70%	0.60%	0.40%	0.40%																																																																														
無担保	1.45%	1.35%	1.25%	1.00%	0.85%	0.80%	0.70%	0.50%	0.50%																																																																														
申込方法	取扱金融機関又は保証協会の定める方法																																																																																						
申込先	保証協会、商工組合中央金庫、十八親和銀 行、長崎銀行、佐賀銀行、西日本シティ 銀行、福岡銀行、北九州銀行、肥後銀行、 三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀 行、佐賀共栄銀行、たちばな信用金庫、九 州ひぜん信用金庫、伊万里信用金庫、福江 信用組合、長崎三菱信用組合、長崎県医師 信用組合、近畿産業信用組合、西海みずき 信用組合																																																																																						
備考	国の全国統一保証制度「経営力強化保証」																																																																																						

(2) 小規模企業者等対策貸付

ア 略

イ 下請企業・協同組合振興資金

項目	内容
略	
融資対象	次のいずれかに該当する者 (1) 略 (2)①～③ 略 ④ 転貸資金の場合は、組合の理事全員が連帯して保証することができる組合 ⑤ 略
略	

(3) 緊急資金繰り対策貸付

アー1 緊急資金繰り支援資金

項目	内容																																																												
略																																																													
保証料	保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。 (融資額に対する年率) <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.30%</td> <td>0.25%</td> <td>0.20%</td> <td>0.10%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>0.90%</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.40%</td> <td>0.35%</td> <td>0.30%</td> <td>0.20%</td> <td>0.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、経営安定関連特例保険1号から4号、6号又は危機関連特例保険を利用する場合は年率0.05%、同保険5号、7号、8号を利用する場合は年率0%とし、観光客（韓国）減少にかかる令和元年9月17日以降の借入については、市町が利子補給（0.4%以上に限る）を行う場合には年率0%とする。</p> <p>また、<u>融資対象(3)において緊急資金繰り支援資金（新型コロナウイルス感染症対応）等国からの保証料補助がある既保証を含む資金を借り換える場合の保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。</u> (融資額に対する年率) <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.90%</td> <td>0.70%</td> <td>0.65%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>1.30%</td> <td>1.20%</td> <td>1.10%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.75%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、経営安定関連特例保険1号から4号、6号を利用する場合は年率0.45%、同保険5号、7号、8号を利用する場合は年率0.40%とする。</p> <p>なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</p> </p>	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	0.80%	0.70%	0.60%	0.50%	0.30%	0.25%	0.20%	0.10%	0.00%	無担保	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.40%	0.35%	0.30%	0.20%	0.05%	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%	無担保	1.30%	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																				
有担保	0.80%	0.70%	0.60%	0.50%	0.30%	0.25%	0.20%	0.10%	0.00%																																																				
無担保	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.40%	0.35%	0.30%	0.20%	0.05%																																																				
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																				
有担保	1.20%	1.10%	1.00%	0.90%	0.70%	0.65%	0.60%	0.50%	0.35%																																																				
無担保	1.30%	1.20%	1.10%	1.00%	0.80%	0.75%	0.70%	0.60%	0.45%																																																				
略																																																													

アー2 緊急資金繰り支援資金（伴走支援・借換）

項目	内容
略	

の対象

(2) 小規模企業者等対策貸付

ア 略

イ 下請企業・協同組合振興資金

項目	内容
略	
融資対象	次のいずれかに該当する者 (1) 略 (2)①～③ 略 ④ 組合の理事全員が連帯して保証することができる組合 ⑤ 略
略	

(3) 緊急資金繰り対策貸付

アー1 緊急資金繰り支援資金

項目	内容																														
略																															
保証料	保証料率は、保証協会の定めるところにより、融資対象者の経営状況に応じて、下表の9段階の中から設定する。 (融資額に対する年率) <table border="1"> <thead> <tr> <th>カテゴリ</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有担保</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.50%</td> <td>0.30%</td> <td>0.25%</td> <td>0.20%</td> <td>0.10%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>無担保</td> <td>0.90%</td> <td>0.80%</td> <td>0.70%</td> <td>0.60%</td> <td>0.40%</td> <td>0.35%</td> <td>0.30%</td> <td>0.20%</td> <td>0.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、経営安定関連特例保険1号から4号、6号又は危機関連特例保険を利用する場合は年率0.05%、同保険5号、7号、8号を利用する場合は年率0%とし、観光客（韓国）減少にかかる令和元年9月17日以降の借入については、市町が利子補給（0.4%以上に限る）を行う場合には年率0%とする。</p> <p>なお、保証協会の定める定性要因を満たす事業者については、上記保証料率から所定の料率を割引く。</p>	カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有担保	0.80%	0.70%	0.60%	0.50%	0.30%	0.25%	0.20%	0.10%	0.00%	無担保	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.40%	0.35%	0.30%	0.20%	0.05%
カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																						
有担保	0.80%	0.70%	0.60%	0.50%	0.30%	0.25%	0.20%	0.10%	0.00%																						
無担保	0.90%	0.80%	0.70%	0.60%	0.40%	0.35%	0.30%	0.20%	0.05%																						
略																															

アー2 緊急資金繰り支援資金（伴走支援・借換）

項目	内容
略	

取扱期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日 までに保証申込を受付した分まで	取扱期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日 までに保証申込を受付した分まで
略		略	
(4) 特別対策貸付 ア～エ 略 オ 事業承継資金		(4) 特別対策貸付 ア～エ 略 オ 事業承継資金	
項目	内容	項目	内容
略		略	
融資対象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、5年以内に事業承継予定又は事業承継後5年以内の者で、次のいずれかに該当するもの ① 個人事業主から事業を承継した個人又は会社 ② 代表者の交代による経営の承継を行う会社 ③ 事業承継のために設立された持株会社 ④ 被承継者の事業の承継を行う個人又は会社	融資対象	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、5年以内に事業承継予定又は事業承継後5年以内の者で、次のいずれかに該当するもの <u>(1) 被承継者の親族、役員又は従業員による事業承継で、次のいずれかに該当する者</u> ① 個人事業主から事業を承継した個人又は会社 ② 代表者の交代による経営の承継を行う会社 ③ 事業承継のために設立された持株会社 <u>(2) 被承継者の事業の承継を行う個人又は会社</u>
略		略	

長崎県告示第308号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面埋立てを免許した。

令和5年4月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 埋立ての免許年月日 令和5年3月30日
- 2 埋立ての免許を受けた者の住所氏名
名 称 長崎県
所 在 地 長崎県長崎市尾上町3番1号
代表者氏名 長崎県知事 大石 賢吾
代表者住所 長崎県長崎市尾上町3番1号
- 3 埋立ての区域
(1) 位 置 対馬市厳原町豆敷字西神田2516番4の西側に接する地先公有水面
(2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
(3) 面 積 38.49平方メートル
- 4 埋立てに関する工事の施行区域
(1) 位 置 対馬市厳原町豆敷字西神田2516番4の土地、2516番8の土地、2516番4に接する無地番の土地及び対馬市厳原町豆敷字西神田2516番4、2516番8に接する地先公有水面
(2) 区 域 省略（出願時縦覧図書のとおり）
(3) 面 積 1,460.20平方メートル
- 5 埋立地の用途 物揚場用地

長崎県告示第309号

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正し、令和5年3月31日から適用する。

令和5年4月7日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在 市町村名	NO	氏名 (名称及び代表者名)	住所 (所在地)	売りさばき 所の所在地	所在 市町村名
1～19 略					1～19 略				
20	佐世保市母子寡婦 福祉連合会 会長 西山 寛子	佐世保市栄 町4-11 サンクル1 番館2F	佐世保市八 幡町1-10 佐世保市役 所売店	佐世保市	20	削除			
20の2～84 略					20の2～84 略				

公 告

測量の終了（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、西海市長から公共測量（空中写真撮影）を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和5年4月7日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量終了の地域及び終了日

地 域	終 了 日
西海市（全域）	令和5年3月28日

建築協定廃止の認可（公告）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第6項において準用する第76条第1項の規定により、建築協定の廃止を認可した。

令和5年4月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 認 可 対 象 つみず団地建築協定
- 2 認可年月日及び番号 令和5年3月28日 長崎県指令4建第289号

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和5年4月7日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 物品名及び予定数量
5入札第2号 船舶用燃料（免税軽油）【単価契約】 予定数量 866,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県出納局物品管理室
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881
- 3 調達方法
購入
- 4 契約方法
一般競争入札（WTO）
- 5 落札決定日

令和5年3月30日

6 落札者

長崎市五島町2番27号

長崎県漁業協同組合連合会 代表理事会長 高平 真二

7 落札価格（消費税及び地方消費税を含まない額）

115.0円

8 入札公告日

令和5年2月17日

9 落札方式

最低価格

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五)二二一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト